

市民参加と市民協働の今後の推進・改善に関する事項について（答申骨子案）

第1章 総則（第1条 - 第4条）

●定義の整理

第2条（定義）

- (1) 市民参加 行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること。
- (2) 市民協働 市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、行政活動等について共同して取り組むこと。

・市民協働の相手方は、市と「団体」としているが、現在でも個人、企業等他の主体とも協働しており、今後はさらに様々な主体との連携が必要となることもあり、対象を広げていくべきである。

・「市民協働」の定義は「行政活動等」に共同して取り組むこととしており、市民団体が主体となって関わるものについては、その活動の範囲が行政活動を超えるような活動も対象となることもあるため「等」としているものの、市と団体が行う活動に限定している。

・しかしながら、狛江市総合基本計画では、第4次基本構想の将来都市像として「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」としている。ここでいう「ともに創る」には、まちづくりの主体である市民を始め、地域を支える様々な主体がお互いに連携・協働し、支え合うことで、市民参加と市民協働によるまちづくりをより一層進め、安心して笑顔で住み続けられるまちをともに創っていくという想いが込められている。

・また、第4章市民協働・第25条（活動場所の提供）や第26条（情報環境の整備）では、団体間の交流等の場や団体相互の連絡体制を整備する等、団体間の連携についてもその趣旨に含まれているところである。

・これらを踏まえると、地域課題の解決等まちづくりに取り組む市民や団体の活動について、市との関係に限らず、各主体が連携、協働してまちづくり活動に取り組むことも市民協働の定義に含めるべきである。

⇒条例改正必要（第2条）

●市民参加の権利

第4条（市民参加の権利）

市民は、それぞれの立場において、行政活動に参加する権利を有する。

・権利は普遍的なものであり、「それぞれの立場において」という規定は、「それぞれ立場」での限定的な参加しかできない、という誤解を招くおそれもあることから、全ての市民が参加する権利があるという表現が望ましい。

⇒要確認

第2章 市民参加の手続き（第5条 - 第22条）

市民参加の方法として、審議会等（第9条 - 第12条）、パブリックコメント（第13条 - 第15条）、公聴会（第16条 - 第19条）に加え、その他の市民参加の手続き（第20条・第21条）があるが、現状では、審議会等を設置の上、パブリックコメントと説明会をあわせて実施しているケースが多い。

これまでの市民参加は、積極的に参加しようとする方やある程度の情報や理解等を持った方が参加されていることが多いが、市民の積極性に頼るだけでなく、市からも積極的な情報発信や働きかけをすることにより、幅広い層が市民参加できる仕組みを作っていただきたい。

●審議会等

・審議会等への市民委員は、市民委員の固定化の解消や幅広い世代の参加が課題であったが、平成26年度より実施している無作為抽出による公募市民委員の募集により、これまで市政に参加する機会の少なかった市民の参加につながっており、一定の効果があるものと思われる。

・無作為抽出による公募市民委員を募集する委員数に限りがあるため、応募者の全てを市民委員として委嘱することができないところである。そのため、市からの呼びかけに対し応募した市政に関心のある市民の参加につなげるための、公募市民委員の登録制度等も検討すること。

●パブリックコメント

・パブリックコメントは、主に素案がまとまった段階で実施しているが、意見の提出者数が少ない案件が多く、市民の意見を反映させる手続きとして形骸化している面もあるのではないか。

・パブリックコメントを実施しても、そのこと自体を知らないことや、計画素案等に記載されている内容が難しく、理解するのに相応の労力を要するため、敬遠してしまうことが想定されるため、パブリックコメントを実施する際には、その問いかけ方を検討すること。

・パブリックコメントを実施する計画素案等の公表段階では、一定の考え方がまとまっている状況であるため、その検討過程においても様々な段階で広く市民に情報を提供したうえで、意見を聴取する仕組みを検討すること。

●その他の市民参加の手続き

・市民意見の聴取方法の一つである、アンケートは受動的な参加であることから条例に定める市民参加の手続きとして規定していないが、計画等の策定においてはアンケートを実施し、その結果も参考に審議会等で検討されることが大半であり、市民の意見聴取の手段としては大きな役割を果たしている。

・パブリックコメントを実施する計画素案等の公表段階では、一定の考え方がまとまっている状況であるため、その検討過程においても様々な段階で広く市民に情報を提供したうえで、意見を聴取する仕組みを検討すること。【再掲】

・参加率の低い若年世代が参加しやすい環境づくりの一つとして、LINE等によるアンケートやSNSによる情報発信、意見募集を実施するなど市民参加の敷居を低くしていくことにより、課題でもある幅広い年齢層が市民参加しやすい仕組みづくりにつなげること。

●積極的な情報発信

・市民参加を実効あるものとするため、積極的な情報発信や市民が参加するための様々な機会を設ける等の環境整備をすることを市の責務（第3条）としており、公表の方法（第8条）についても規定しているが、SNSなどのツールを活用するなど多様な形態での積極的な情報発信を行うこと。

第4章 市民協働（第24条 - 第29条）

市民公益活動団体が行う団体に対する財政的支援（第24条）や共催・後援等の市民協働については、一定の実績が見られる一方で、財政的支援の一つである市民公益活動事業補助金と行政活動への参入の機会の提供（第27条）として実施している市民協働事業は、地域におけるまちづくり活動を応援し、団体の自立や成長につなげることができるとして検討していただきたい。

●市民公益活動事業補助金

・第24条に規定する財政的支援の一つである狛江市市民公益活動事業補助金は、一定数の申請があるものの、制度創設時に想定していた「先駆的な活動」「特色ある活動」等を行う活動に該当するものが少ないほか、活動資金のうち補助金への依存度が大きい団体が多いことや団体の自立した運営につながっているか見えづらいことなどがあるため、より団体の成長及び発展を図ることができる制度となるよう検討すること。

●市民提案型市民協働事業・行政提案型市民協働事業

・第27条第2項及び条例施行規則第16条に基づき、市民提案型市民協働事業及び行政提案型市民協働事業を実施しているが、市民提案型は提案件数が少なく、行政提案型は市から事業を提案しても応募が少ない状況にある。

・市民提案型については、行政に対する提案ということでハードルが高く感じられていることなども要因の一つであると思われる。実際に地域で行われている市民活動は、行政活動を目的として始めるものではなく、地域課題の解決のために始めるものである。結果として行政活動と繋がるものもあるが、そうでなくてもそういった市民の活動を市が応援していくことは、市民が活躍するまちづくりにつながるものであるため、より利用しやすい制度となるよう検討すること。

・単年度事業であり事業の効果が見えづらいところであるため、事業によっては継続的に実施も可能とすることなど、両提案制度を整理すること。

●登録制度

第28条及び第29条で行政サービスへの参入機会を得ようとする市民公益活動を行う団体の登録制度を設けているが、一部の制度を使用するための要件となっているが登録制度の役割が限定的となっている。市民活動支援センターにおいて、センター利用に当たっての登録制度を設けており、登録することにより、団体自身がその取組を情報発

信等もすることができ、多くの団体が活用していることから、登録制度を整理していただきたい。

⇒**条例改正必要（第 28 条・第 29 条）**

狛江市市民活動支援センター

●市民活動への支援

・条例における「市民参加」の定義は「行政活動への参加」としているが、行政活動に限らず、地域のまちづくり活動への参加という広義での市民参加についても市として応援し、その環境を整えていくことが、市民が活躍するまちづくりにつながるものである。

・第 4 次基本構想に掲げているとおり、まちづくりの主体である市民を始め、地域を支える様々な主体がお互いに連携・協働し、支え合うことにより、市民参加と市民協働によるまちづくりをより一層進めることができるものである。

・そのためには市民活動支援センターの役割がとても大きいものであるが、センター開設から 6 年を経過したものの、市民からの認知度が低く状況にある。市民活動の拠点として周知に努めるとともにセンター機能の充実を図り、新たな担い手の掘起こしやマッチング、各主体間の連携等を推進することにより、地域における多様な分野での市民団体の成長や市民活動の発展につなげていただきたい。